

# 高知県知的障害者福祉協会会則

(名称)

第1条 この会は、高知県知的障害者福祉協会（以下「本協会」という）という。

(性格)

第2条 本協会は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「日本福祉」という）を構成する単位団体とする。

(事務局)

第3条 本協会の事務局は役員会において定める。

(目的)

第4条 本協会は、高知県の知的障害者福祉の増進と、知的障害福祉に係る従事者が誇りをもつことができるよう地位向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 日本福祉の構成団体として、日本福祉の行う事業への協力と参加
- 2 知的障害者福祉を推進するための経営及び運営に関する調査・研究
- 3 知的障害者福祉を増進するための支援に関する調査・研究
- 4 人権に関する取り組み
- 5 知的障害者福祉に従事する職員の研修及び人材育成
- 6 相互協力体制の充実
- 7 行政機関並びに関係機関との連絡調整
- 8 その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(機関)

第6条 本協会の事業を推進するために次の会を設ける。

役員会・施設長会・種別部会・各委員会

(会 員)

第7条 本協会の会員は、高知県内の知的障害関係施設の団体（以下「会員施設」という）及び個人とし、次のとおり分類する。

正 会 員	日本福祉の会員規程第2条に基づく事業を行う団体
準 会 員	日本福祉の会員規程第3条に基づく事業を行う団体
賛助会員	本協会の趣旨に賛同する個人または団体

(会費)

第8条 本協会の会員は、本協会の事業に要する経費及び日本福祉定款第13条に定める会費を納入するものとする。ただし、個人・施設会費については、別表に定める。

- 2 新たに会員加入を望む団体に対しては、新規加入の初年度は「トライアル会員」とし会費額の全額を免除する。
- 3 前項の「トライアル会員」については、新規加入の次年度より所定額全額を納入する。

- 4 第2項の「トライアル会員」については、過去に退会した団体も退会后5年を経過していれば使用することができる。

(入会手続)

第9条 正会員、準会員、賛助会員になろうとする者は、所定の入会申し込み書を提出する。

(退会)

第10条 正会員、準会員、賛助会員は、退会届を本協会に提出することにより退会することができる。

- 2 前項の場合、既に納入された会費は返還しない。
- 3 正当な理由なく、会費の納入がない場合には退会とする。
- 4 会員施設に解散など事業終了があつたときも退会とする。

(役員の数及び選任方法)

第11条 本協会には次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	3 名
事務局長	1 名
事務局員	若干名
監 事	2 名
常任役員	10名程度
非常任役員	10名程度(人材育成委員、経営制度委員、防災委員長、スポーツ委員長等)

- 2 会長は理事の互選とする。
- 3 副会長は理事から会長が選任する。
- 4 監事は会長・事務局が所属する法人を除く法人の理事から役員会の承認を経て会長が選任する。
- 5 事務局長は会長が選任する。
- 6 本協会に、顧問及び会長補佐を置くことができる。顧問及び会長補佐は役員会の承認を経て会長が選任する。
- 7 会長は本協会の事業に関わる事項を協議するため、役員を招集しての定例及び随時の役員会を開催することができる。
- 8 本協会での三役とは会長、副会長、事務局長を指し、会長は三役を招集しての三役会議を開催することができる。

(理事会)

第12条 本協会の業務の決定は、理事会をもって行う。ただし、日常の業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は各会員施設を代表する理事によって構成され、各会員施設の理事の数は2名以下とする。なお、理事は別会員施設の理事を兼ねることはできない。
- 3 理事の1人目は施設長(役員も含める)、管理者、管理職等を選出し、2人目は1人目が推薦す会員施設の職員とする。
- 4 理事会は会長が招集する。
- 5 理事会に議長を置き会長を以てあてる。
- 6 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状は出席とする。
- 7 理事会における議事の議決は、出席した理事の過半数の同意を得なければならない。
- 8 理事会は、決定事項を各理事及び研修会等を通じ会員に周知する。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本協会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 監事は本協会の経理を監査する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年間(第19条に基づく会計年度を1年)とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(委員会・部会)

第15条 本協会の円滑な運営のため、各委員会及び種別部会を置く。

- 2 各委員会は、支援スタッフ委員会、スポーツ委員会、防災委員会、権利擁護委員会、政策委員会とする。権利擁護委員会と政策委員会は役員会がその機能を一体的に兼ね、会長が委員長となる。

なお、各委員会における委員長は、会員施設の中より会長が選任し、その任期は2年とする。

- 3 支援スタッフ委員会には下部組織として、県内の職員研修の企画・運営を行うための研修部を設置することができる。この研修部の代表は支援スタッフ委員長が担い、その構成部員は会員施設からの推薦をもって役員会での承認を得て決定とする。
- 4 種別部会は日本福祉の定める次の部会とする。  
各部会代表者はそれぞれの部会で互選し、理事会に報告する。

(1) 児童発達支援部会

(2) 障害者支援施設部会

(3) 日中活動支援部会

(4) 生産活動・就労支援部会

(5) 地域支援部会

(6) 相談支援部会

(資産の管理)

第16条 本協会の資産は、会長が管理する。

(予算)

第17条 本協会の予算は、毎会計年度前に会長において編成し、理事総数の過半数の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 本協会の事業報告、収支決算書は毎会計年度終了後3か月以内に会長において作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

- 2 会計決算上の余剰金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第19条 本協会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日をもって終了する。

(会計区分)

第20条 本協会の会計は、一般会計と特別会計とする。

- 2 特別会計は本協会が行う事業の経費に対する会計とし、その財源は一般会計より繰り入れするものとする。
- 3 本協会が特定の事業を行う場合、その他特定の収入をもって特定の事業を行うことで一般会計と区分して経理する必要がある場合には、新たに特別会計を設けることができる。

(会則の変更)

第21条 本協会の会則を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(附則)

昭和39年	2月 1日	制定
昭和53年	3月 8日	改正
平成 7年	4月16日	改正
平成10年	4月 1日	改正
平成12年	4月29日	改正
平成15年	4月10日	改正
平成24年	4月 1日	改正
平成26年	3月31日	改正
平成28年	6月 2日	改正
令和 8年	3月17日	改定

(別表) (会費) 第8条関連

(会費設定表)

科目	会員区分		
		正会員・準会員	トライアル会員 (初年度)
日本知的障害者福祉協会分担金		負担	免除
高知県知的障害者福祉協会分担金		負担	免除
高知県知的障害者福祉協会事務費分担金		負担	免除
高知県知的障害者福祉協会事業費分担金		負担	免除
高知県知的障害者福祉協会特別分担金		負担	免除
四国地区負担金		負担	免除
合計 (各科目を1単位と計算)		6単位	免除

- (1) 施設会費については、別表の科目を納入する。
- (2) 会費額の設定は日本福祉の定める施設・事業形態別、定員規模別会費金額表により算定する。
- (3) 賛助会員については、個人 10,000 円、団体 30,000 円とする。